障害児通所支援・障害児入所施設 指定内容の変更に係る提出書類一覧

	添付ファイルの附番	01	02	03											04 05							
	提出書類	変更届出書(様式第2号)	(付表)	覧表(参考様式1)従業者の勤務の体制及び勤務形態ー	式2) 従業者免許・資格等一覧表(参考様	管理者経歴書(参考様式3)	(参考様式3) 児童発達支援管理責任者経歴書	事業所の平面図(参考様式4)	設備・備品等一覧表(参考様式5)	る ※障害児入所施設に限式5―2) ※障害児入所施設に限設置設備及び面積等一覧表(参考様	考様式6) 決するために講ずる措置の概要(参陳客児又はその家族からの苦情を解	書(参考様式7) 項各号の規定に該当しない旨の誓約児童福祉法第21条の5の15第3	様式8)協力医療機関との契約の内容(参考	る理由等(参考様式10)主たる対象者を特定する場合におけ	(紙媒体で提出する際には写し可)人員基準・加算等に関する資格証等	実務経験証明書(参考様式3別紙)	組織体制図(任意様式)	平面図	運営規程	際には写し可)登記事項証明書(紙媒体で提出する	約書 建築基準法及び消防法等に関する誓	備考
1	事業所(施設)の名称	0	0								0						0		0			
2	事業所(施設)の所在地(設置の場 所)	0	0					0	0	0								0	0		0	【事前に要相談】 所在地が土砂災害警戒区域外である ことをご確認ください。
3	申請者(設置者)の名称	0																	0	0		
4	主たる事務所(法人)の所在地	0																		0		
5	代表者の氏名、生年月日、住所又は職名	0										0								0		
6	登記事項証明書等(当該指定に係る 事業に関するものに限る。)	0																		0		
7	事業所(施設)の平面図又は設備の 概要	0						0	0	0								0			Δ	【季前に要相談】 建築基準法及び消防法等に関する誓 約書が必要になる場合があります。ま た必要に応じて、所在地が土砂災害警 戒区域外であることをご確認ください。
8	事業所(施設)の管理者の氏名、生 年月日、住所又は経歴	0	0	0	0	0					Δ	0					0		٥			
9	事業所(施設)の児童発達支援管理 責任者の氏名、生年月日、住所又は 経歴	0	0	0	0		0				Δ				Δ*	Δ*	0		Δ			*児発管の資格確認には、 児童発達 支援管理責任者研修修了版、相談支 提 従事者初任者研修修了版、実務経 験 証明書 が必要です。
10	事業所の従業者の員数や勤務体制	0	0	0	0										Δ	Δ	0		Δ			各職種の要件を満たす証明書類(資格証の写し、実務経験証明書など)を必ず添付してください。
11	主たる対象者	0	0											Δ					0			主たる対象者を特定する場合は、参考 様式10も提出してください。
12	営業日及び営業時間	0	0																0			
13	事業所の定員	0	0	o				0									Δ	0	0			【事前に要相談】 変更内容を相談してください。 現實発達支援・故無後等デイサービ 名の定員増加については、事前に変 更申請が必要です。
14	その他の運営規程に係る事項	0	0								Δ								0			
15	協力医療機関の名称若しくは診療科 名又は当該協力医療機関との契約 の内容	0	0										0									
16	基本報酬・加算に係る事項																					「添付書類一覧表」により必要書類を 確認してください。
17	その他の事項の変更 ※「〇」は必須、「△」は・	0																				必要書類が不明な場合は、障害自立 支援課にお問い合わせください。

^{※「}O」は必須、「A」はその変更内容により必要な場合に提出要。

- 〇 指定内容に変更があったときは、10日以内に変更届出書と必要な書類を提出してください。
- 基本報酬や加算に変更があるときは、「変更届出書」ではなく、「<u>障害児(通所・入所)給付費等算定に</u>

プ 基本報酬や加昇に変更があるとさば、「変更庙田書」ではなく、「障害児(選所・人所) 続刊賞等算定に 係る体制等に関する届出書」等を一式提出してください。 加算は、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、 算定を開始することができます。また、算定されなくなる状況が生じた場合は、その事実発生日から算定でき なくなりますので、速やかに届出を行ってください。 事業所の勤務で制等の変更に伴い加算も変更となる場合は、「変更届出書」と「体制等に関する届出書」を またが提出してください。

それぞれ提出してください。

○ 事業所を廃止又は休止する場合は、廃止又は休止の2ヶ月前までにご相談ください。